

## 第1回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成23年 9月 6日(火)  
ところ 兵庫県動物愛護センター多目的ホール

### I 委嘱式

委嘱状交付

### II 第1回会議

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 会長の選出
- 4 協議会の趣旨説明
- 5 協議会の運営について
  - (1) 傍聴の取り扱いについて
  - (2) 資料の公開について
  - (3) 議事要旨の公開について
- 6 今後の協議会の進め方について
- 7 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について
- 8 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について(提言)」について
- 9 協議事項の抽出と意見交換について

(添付資料)

- 資料1 第1回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱
- 資料3 尼崎市動物愛護管理推進協議会の傍聴の取り扱いについて(案)
- 資料4 尼崎市動物愛護管理推進協議会の資料及び議事要旨の公開について(案)
- 資料5 今後の協議会の進め方について(案)
- 資料6 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について
- 資料7 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について(提言)」の概要
- 資料8 協議事項の抽出について(案)

## 第 1 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

## 【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役 職 名 等	氏 名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市 民	阿鹿 麻見子
市 民	竹本 眞智子
市 民	桑畑 和子
市 民	三田 一三
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

## 【事務局他】

所 属	氏 名
医務監	三木 均
健康福祉局参与（保健衛生担当）	辻本 正樹
健康福祉局生活衛生課長	後藤 修志
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター技術員	山崎 綱士

## 尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱

## (目 的)

第 1 条 「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」第 39 条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所 掌)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議」から提言を受けた項目を具現化するための具体的な取り組みの検討及び推進に関すること。
- (2) 動物愛護推進員の活動の支援等に関すること。

## (組 織)

第 3 条 協議会の委員は 10 名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、市民、社会福祉協議会代表者、市内関係団体代表者、学識経験者及び行政関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前 2 項に規定する委員のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

## (会 長)

第 4 条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第6条 協議会には作業部会を置くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、生活衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成23年6月30日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成24年度末までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、最初に召集される協議会は、市長が召集する。

## 尼崎市動物愛護管理推進協議会の傍聴の取扱いについて(案)

## 1 傍聴の取扱い

尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めない。

- (1) 個人情報に関する事項
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項
- (3) その他傍聴させることが公平又は円滑な審議に支障となる場合

## 2 会議開催の周知

協議会の会議開催日時等を周知するため、会議開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した検討会議開催通知を市役所のホームページに掲載する。

## 3 傍聴の定員

傍聴の定員は原則として10人とする。ただし、協議会の会議の開催場所の規模等を考慮し、これによりがたい場合は、別に会長が定める。

## 4 傍聴の手続き等

- (1) 協議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他会長が必要と認める事項を記載した傍聴券交付申請書を会長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券交付申請書は会議開会の30分前から配布する。
- (3) 会議開会15分前の時点で、傍聴申請者の数が定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。なお、会議開会15分前の時点で、傍聴申請者の数が傍聴席に満たない場合は、開会前まで、先着順に受け付ける。
- (4) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。なお、傍聴券は会議終了後に回収する。
- (5) 会議開会以降は傍聴席に入ることはできない。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が特に認めるものは、協議会の会議を傍聴することができる。

## 5 写真、録画及び録音の禁止

会議中の写真、録画及び録音を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りでない。

## 6 傍聴することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、協議会の会議を傍聴することができない。
  - ア 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- カ ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者（ただし、会長の許可を得た者を除く。）
- キ 上記に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者。

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長が傍聴を認めた場合は、この限りでない。

#### 7 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- ア みだりに傍聴席を離れないこと。
- イ 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。
- エ 飲食をしないこと。
- オ 携帯電話は使用しないこと。
- カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 会長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

#### 8 傍聴人への資料の配布等

(1) 傍聴人には、会議で配布される資料を配布し、会議が終了したときに回収する。

(2) 傍聴人はメモを取ることができる。

#### 9 傍聴人の退場

傍聴人は、協議会の会議において公開しないこととされた事件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

以 上

No.

### 傍聴券交付申請書

平成 年 月 日開催の尼崎市動物愛護管理推進協議会を傍聴したいので申請します。なお、会議傍聴の際は、すべて係員の指示に従います。

平成 年 月 日

尼崎市動物愛護管理推進協議会会長 様

申請者 住所

氏名

No.

### 傍聴券

平成 年 月 日開催の尼崎市動物愛護管理推進協議会の傍聴を認めます。会議室への入退場の際には、係員にこの券を提示し、その指示に従ってください。議事によっては、一部、傍聴を制限する場合がありますので、ご承知おきください。傍聴券は会議終了後に回収します。

#### ～傍聴される方へ～

会議を傍聴するに当たっては、次の事項をお守りください。違反したときは、退場を命じる場合があります。

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 3 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 4 飲食をしないこと。
- 5 携帯電話は使用しないこと。
- 6 その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 会議において公開しないこととされた内容の審議が行われる場合は、速やかに退出すること。

#### ～次に該当する方は傍聴できません～

- 1 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- 2 酒気を帯びていると認められる者
- 3 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- 4 はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 6 ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者（ただし、会長の許可を得た者を除く。）
- 7 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者。
- 8 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。（ただし、会長が傍聴を認めた場合は、この限りでない。）

以上

(尼崎市動物愛護管理推進協議会会長)

(注) 契印のないものは無効です。

尼崎市動物愛護管理推進協議会の資料及び議事要旨の公開について(案)

1 資料の公開について

尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の会議において配布される資料については、協議会の決議により公開しないと決定されたものを除き、尼崎市のホームページに掲載する。

2 議事要旨の公開について

協議会の会議での協議内容については、会議の要点等を記した議事要旨を作成し、次回会議において内容を確認のうえ、尼崎市のホームページに掲載する。

以 上



## 今後の協議会の進め方について(案)

会 議	開催予定日	会 議 内 容	
平成 23 年 度	第1回会議	平成23年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における動物愛護管理業務の現状説明について</li> <li>・「尼崎市における動物愛護管理業行政のあり方について(提言)」の概要説明について</li> <li>・今後の協議事項の抽出について</li> </ul>
	第2回会議	平成23年10月中旬頃	
	第3回会議	平成23年11月下旬頃	
	第4回会議	平成24年2月下旬頃	
平成 24 年 度	第5回会議	平成24年5月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議事項にもとづく意見交換 (※協議を行うなかで必要に応じて新たな協議事項の抽出を行うこともある。)</li> </ul>
	第6回会議	平成24年8月下旬頃	
	第7回会議	平成24年11月下旬頃	
	第8回会議	平成25年2月下旬頃	

# 尼崎市における動物愛護管理

## 業務の現状について

# I 概要

## 1 沿革

- 昭和42年 尼崎市犬管理事務所を尼崎市中央保健所に置く。
- 昭和62年 尼崎市犬管理事務所を尼崎市動物管理事務所と改称
- 平成10年 尼崎市動物管理事務所を尼崎市動物愛護センターと改称し、場所も尼崎市中央保健所構内から西昆陽4丁目1番1号へ移設

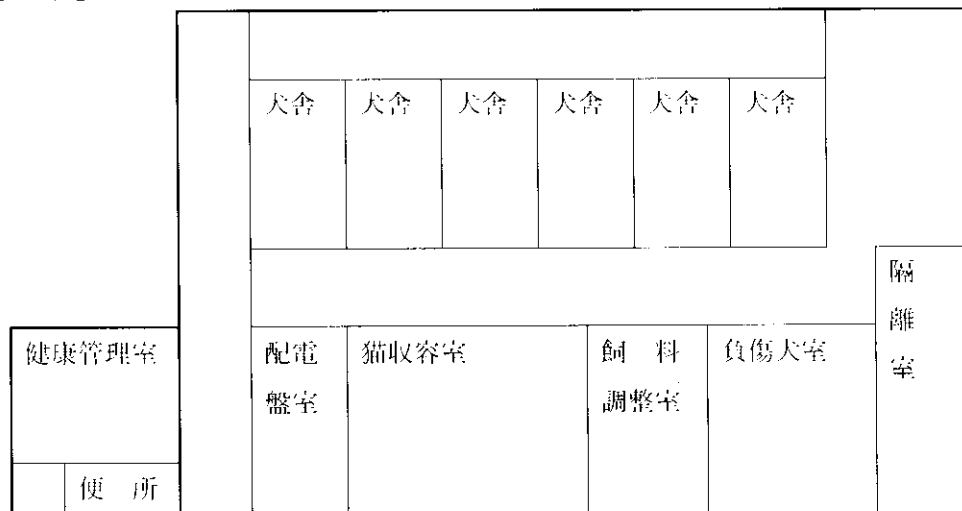
## 2 職員配置

正規職員（技術職：所長）	1名
正規職員（技術職：獣医師）	3名
嘱託職員（収容動物の給餌等）※	2名

※嘱託職員の勤務は概ね2日に一度、1回4時間

## 3 事業所の規模

### 【1階】



## 【2階】

事務室	相談室
	〇A室
ロッカー	休憩室
ロッカー	

## 4 所掌する主な法令

### 【狂犬病予防法関係】

- ・ 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・ 狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号）
- ・ 狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年省令第 52 号）
- ・ 狂犬病予防法施行細則（平成 12 年尼崎市規則第 38 号）

### 【動物の愛護及び管理に関する法律関係】

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年省令第 1 号）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する条例（平成 5 年兵庫県条例第 8 号）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 5 年兵庫県規則第 37 号）
- ・ 動物の愛護及び管理に関する規則（平成 21 年尼崎市規則第 31 号）

## II 事業概要

### 1 狂犬病予防関係業務

#### (1) 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等

犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付等に関する業務を行うとともに、犬の登録原簿の管理を行っています。

また、犬の登録にともなう鑑札の交付と狂犬病予防注射の実施にともなう狂犬病予防注射済票の交付事務については、市民の利便性を図るため、尼崎市開業獣医師会にも委託しており、市委託獣医師会でも交付を受けることができます。

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
登録頭数	19830	21231	21822	23149	24039	24677
新規登録件数	1839	2068	1804	2144	1612	942
注射済票交付件数 (市委託獣医師分)	11494 (8975)	12512 (9739)	13138 (10240)	13822 (10598)	13681 (10837)	11978 (9638)
転入転出件数	227	280	377	372	364	233

#### (2) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発及び指導

市報あまがさき、町内回覧、FMあまがさき及びホームページなどの媒体を通じて犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発を行っています。

また、3月末に狂犬病予防注射の実施に係る案内通知を犬の飼い主に送付するとともに、9月頃、尼崎市開業獣医師会の協力により未注射の犬の飼い主に対して再通知による指導を行っています。

### 2 動物愛護管理関係業務

#### (1) 放浪犬の捕獲、収容

市民等からの通報により、係留されていない犬の捕獲、収容を行っています。

(犬の捕獲頭数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
成 犬	80	66	32	8	17	9

※捕獲頭数には遺失物法にもとづく警察署からの処分依頼数を含む。

## (2) 犬・ねこの引取り

やむを得ない理由により飼えなくなった犬・ねこの引取りを行っています。  
また、飼い主の判明しない犬・ねこについても拾得者からの依頼により引取りを行っています。

(犬の引取り頭数)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
成 犬	所有者	131	111	114	68	4	4
	拾得者※	3	22	61	39	18	6
	計	134	133	175	107	22	10
子 犬	所有者	1	6	2	4	0	0
	拾得者※	4	2	11	0	12	0
	計	5	8	13	4	12	0
合 計		139	141	188	111	34	10

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数を含む。

(ねこの引取り頭数)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
成 ね こ	所有者	49	37	43	16	12	0
	拾得者※	41	54	29	13	25	3
	計	90	91	72	29	37	3
子 ね こ	所有者	18	23	23	3	13	0
	拾得者※	579	526	568	492	521	179
	計	597	549	591	495	534	179
合 計		687	640	663	524	571	182

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数と遺失物法にもとづく  
処分依頼数含む。

## (3) 負傷動物の収容と応急処置

道路、公園、その他公共の場所において、交通事故などの理由により負傷した、  
若しくは疾病にかかった犬・ねこ等のペット動物の収容を行い、応急処置等を行  
っています。

また、負傷動物の治療等については、尼崎市開業獣医師会にも委託しており、  
市委託獣医院でも応急処置等を受けることができます。

(負傷犬の収容頭数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
成犬	5	4	4	3	5	1
子犬	0	0	0	0	0	0

(負傷ねこの収容頭数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
成ねこ	53	56	31	40	18	5
子ねこ	1	3	6	13	8	5

(4) 収容動物の返還、殺処分

収容した犬・ねこ等の飼い主が判明した場合は返還を行いますが、一定期間経過後も飼い主が判明せず、また譲渡希望の申し出もない場合は殺処分することになります。

(収容犬・ねこの返還頭数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
犬	16	16	33	12	5	1
ねこ	0	0	0	0	4	0

(収容犬・ねこの殺処分頭数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
犬	198	181	173	97	35	7
ねこ	735	705	693	575	561	192

(5) 収容動物の譲渡

収容した犬・ねこを一定の要件のもと尼崎市民に譲渡しています。譲渡は事前登録制となっています。

また、尼崎小動物愛護推進協会の協力により、譲渡した犬・ねこの不妊・去勢手術費用の一部助成等を行っています。

(収容犬・ねこの譲渡頭数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
犬	10	15	17	13	15	11
ねこ	1	5	2	11	26	4

## (6) 動物に関する相談等

動物愛護センターには、犬のふんの放置や放し飼い、鳴き声など犬・ねこ等の飼い方に関する苦情や相談が数多く寄せられます。相談内容に応じて現地確認を行うなど必要な指導、助言を行っています。

また、行方不明となった飼い犬や飼いねこの保護等に関する問い合わせにも応じています。

(動物に関する苦情相談件数)

	内 容	H20	H21	H22	H23(7月末)
犬	飼い方等に苦情・相談	98	135	98	27
	不明・保護の問い合わせ	509	466	375	131
ねこ	飼い方等の苦情・相談	87	104	105	56
	不明・保護の問い合わせ	151	158	149	54
その他	飼い方等の苦情・相談	11	10	6	11
	不明・保護の問い合わせ	20	21	22	7
合計	飼い方等の苦情・相談	196	249	209	94
	不明・保護の問い合わせ	680	645	546	192

## (7) 適正飼養に係る普及啓発

市報あまがさき、町内回覧、FMあまがさき及びホームページなどの媒体を通じて適正飼養に関する普及啓発を行っています。

特に、犬のふんの放置問題に対しては、地域住民に注意を喚起するため尼崎小動物愛護推進協会が作成した啓発プレートとステッカーの配布を行っています。

## (8) 野良猫対策活動

野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術やその後の世話やしつけを行うことで、野良猫による被害を減らすとともに、地域コミュニケーションの活性化を図っています。

尼崎市はこの活動を促進するため、活動ボランティアと地域住民との連絡調整を行うとともに、野良猫の不妊手術に係る費用の一部助成を行っています。

(新規活動承認件数)

H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
※41	46	16	17	5

※平成19年度は活動承認期間を1年間としていました。



### (9) 学校飼育動物適正指導等委託事業

学校飼育動物との関わりを通じ、子どもたちに命の大切さや、思いやりの心を育み、豊かな人間形成の基礎を培うため、尼崎市開業獣医師会と協力して、「学校飼育動物訪問指導」、「講習」、「学校飼育動物の診療」等を行っています。

【補足説明：平成21年度より尼崎市開業獣医師会と尼崎市が当該事業について委託契約を締結しています】

(小学校、幼稚園における活動実績)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23(7月末)
講習等	2回	2回	2回	2回	2回	1回
学校飼育動物 訪問指導等	19回	15回	9回	8回	10回	2回
学校飼育動物 の診療等	9校	8校	9校	6校	5校	1校

### (10) 動物取扱業の登録等

ペットショップなどの動物取扱業の登録等を行っています。

また、全ての既存施設を対象に年に一度、立入調査を実施しています。

(動物取扱業登録数及び登録施設数)

(平成23年7月末時点)

販売業	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	計	施設数
52	72	0	17	3	144	117

### (11) 特定動物の飼養許可等

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」で定める動物）の飼養許可等を行っています。

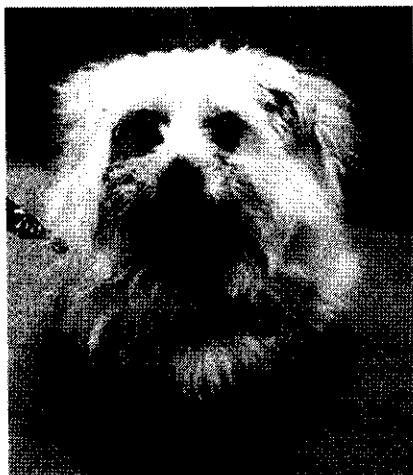
(飼養許可動物)

	H20	H21	H22	H23(7月末)
対象動物	ワニガメ	—	アミメニ シキヘビ	—

### Ⅲ 新たな取り組みについて

#### 1 収容動物情報の発信

動物愛護センターに収容された「すべての犬」と「成ねこ」の个体情報を写真を付けてホームページに掲載しています。



収容日	平成 23 年 7 月 6 日
収容場所	塚口町 5 丁目
収容経緯	拾得
種 類	犬 (マルチーズ)
毛 色	白
体 格	小
性 別	オス
首 輪	無
推定年齢	5 歳
備 考	無

#### 2 繰り返し引取りを求める者への対応

昨年度と一昨年度のそれぞれの年度に、ねこの引取りを 2 回以上求めた方のリストを作成し、その方からねこの引取りの依頼があった場合、TNR 活動などこれ以上野良ねこを増やさないために取り組みの必要性を説明しています。

#### 3 監視指導計画の策定

平成 23 年度の動物取扱業定期監視指導計画を策定し、すべての既存施設に対し、年に一度立入調査を実施しています。

#### 4 協議会の設置

「動物の愛護及び管理に関する法律」第 39 条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、尼崎市動物愛護管理推進協議会を設置しました。

(参 考)

**ねこの不妊・去勢手術費用の一部助成事業（尼崎小動物愛護推進協会）**

ねこの不妊・去勢手術に係る費用を一部助成することにより、繁殖を抑制し、殺処分となるねこを少しでも減らすとともに、適正飼養に係る意識の高揚を図ることを目的に、「ねこの不妊・去勢手術費用の一部助成事業」を実施しています。

①助成対象

尼崎市内に生息するねこ（所有の有無及び性別による制限は設けない。）

②助成金額

雄ねこ1匹につき5,000円、雌ねこ1匹につき10,000円

③助成件（匹）数

所有の有無及び性別に関係なく合計200件（匹）分（※応募多数の場合は抽選）

④応募方法

専用応募ハガキを郵送

⑤応募締切日

平成23年10月31日

# 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について（提言）」の概要

「人と動物が共に暮らせる社会」の実現を目指す

## 殺処分の削減について

### 《殺処分ゼロについて》

- ・殺処分数等の具体的な数値目標の設定
- ・写真を含めた収容動物情報の積極的な発信
- ・繰り返し引取りを求めめる者に対する状況確認と必要な指導等の実施
- ・終生飼養の徹底と譲渡頭数を増やすための取り組みの推進
- ・野良ねこの繁殖制限措置をさらに進めるための取り組みの推進

### 《協働の取り組みについて》

- ・地域との連携と地域コミュニティの活性化
- ・動物愛護推進員の委嘱と活動ボランティアとの連携
- ・協議会の設置と個々に活動を行う個人・団体が一体となった取り組みの展開
- ・新たな財源の確保と人材の育成等

## 現状と課題について

### ○殺処分状況について

- ・殺処分頭数はこの10年間に大きく減少。しかしながら、ねこについてはまだ年間600頭弱が殺処分されている。
- 犬の殺処分頭数：302頭(H12実績)→35頭(H22実績)
- ねこの殺処分頭数：915頭(H12実績)→561頭(H22実績)
- ・殺処分されるねこの約90%が、所有者の判明しない子ねこである。
- ・譲渡される犬・ねこの割合も増加傾向にあるが、市民への周知については十分とは言えない状況にある。

### ○協働の取り組みについて

- ・個々の活動においては協働の取り組みが行われているが、それぞれが有機的に連携した取り組みが行われていない。
- ・活動ボランティアとの連携も十分とは言えない状況にある。

### 《動物の愛護及び管理に係る普及啓発について》

- ・地域住民を対象とした普及啓発活動の推進
- ・子供たちを対象とした教育活動の積極的な推進
- ・迷子札など所有者明示措置の重要性について飼い主の理解を深めるための取り組みの推進

### 《ねこの問題について》

- ・地域全体での解決に向けた取り組みへの支援
- ・野良ねこの引取り頭数の多い地域への働きかけ
- ・飼い猫の適正飼養の徹底
- ・TNR活動や地域ねこ活動など地域が主体となった取り組みの普及促進

### 《動物取扱業への規制等について》

- ・監視指導計画にもとづく計画的な監視指導の実施
- ・販売時における購入者への事前説明の徹底を指導
- ・動物取扱責任者の資質を向上させるための取り組みの推進

### ○飼育状況について

- ・犬の登録頭数は約2万4千頭、他未登録犬、ねこ等多数の動物が飼育されている。
- ・ふん尿の放置や放し飼いなどの苦情相談が年間約200件
- ・飼い犬・飼いねこの行方不明・保護に関する相談が年間約650件
- ・適正飼養に係る普及啓発もパンフレットの配布など広報媒体を介したものが主体となっている。

### ○ねこの問題について

- ・ねこの問題は最重要課題である。特に、野良ねこの問題は住民間の対立へと発展することもある
- ・野良ねこ対策活動は進んできているが、その取り組みが十分に浸透しているとは言えない状況にある。

### ○動物取扱業について

- ・市内にある動物取扱業の登録数は約150件
- ・動物取扱施設への監視指導は行ってきたが、定期的には行ってこなかった。

## 協議事項の抽出について

協議事項 1 犬・ねこの適正飼養に係る普及啓発の取り組みについて

- ・市報やホームページなどの広報媒体によらない普及啓発の取り組み
- ・名札などの所有者明示措置を普及させるための取り組み など

協議事項 2 犬及びねこの殺処分数をゼロにするための取り組みについて

- ・犬及びねこの譲渡数を増やすための取り組み
- ・所有者の判明しない子ねこの引取り数を減らすための取り組み など

協議事項 3 野良ねこ問題を解決するための取り組みについて

- ・地域が主体となった問題解決に向けた取り組み
- ・TNR活動や地域ねこ活動を推進するための取り組み など

協議事項 4 協働の取り組みについて

- ・動物愛護推進員の委嘱と連携
- ・地域との連携による取り組み など